

議案第 8 号

琴浦町人権尊重の社会づくり条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町人権尊重の社会づくり条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人ひとりには、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身その他の事由により、人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人ひとりが自分ごととして考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全ての

ものの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関

係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実を努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(琴浦町あらゆる差別をなくする条例の廃止)

- 2 琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)は、廃止する。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

3 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
<u>人権尊重の社会づくり審議会</u>	<u>琴浦町人権尊重の社会づくり条例(令和3年琴浦町条例第 号)第10条第1項に規定する事項</u>	<u>あらゆる差別をなくする審議会</u>	<u>琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)第8条第1項に規定する事項</u>
略		略	

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の琴浦町あらゆる差別をなくする条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定に基づき任命されている委員は、この条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の条例の規定による任期の残存期間とする。